

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則

〔 昭和36年9月30日
公安委員会規則第6号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和36年兵庫県条例第44号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）第5条第1項第1号に規定する協力援助者（以下「協力援助者」という。）の給付の実施について必要な事項を定めるものとする。

(災害発生報告)

第2条 協力援助者が災害を受けた場合は、協力援助を受けた警察官の所属する部署の長（以下「所属長」といい、警察官の職務に直接協力援助した者の場合にあっては協力援助を受けた警察官の所属する部署の長、警察官がその場にいらない場合に自ら法第2条第1項に規定する犯罪の現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当たった者又は同条第2項に規定する人命の救助に当たった者の場合にあっては逮捕又は救助に当たった場所を管轄する警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長をいう。）は、警察本部長を経て、公安委員会に、協力援助者災害発生報告書（様式第1号）により、速やかに、その状況を報告しなければならない。

2 警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定による公安委員会からの援助の要求に基づき、兵庫県警察の管轄区域内に派遣された警察庁又は他の都道府県警察の警察官の職務に協力援助した者が災害を受けた場合には、当該警察官を指揮する部隊の長又は警察本部長の指名する者をもつて前項における所属長とみなす。

(認定及び通知)

第3条 公安委員会は、前条の報告に基づき、条例第2条第1号に規定する認定を行ったときは、その結果を給付を受ける者に対し、災害給付通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「政令」という。）第10条の2第1項後段（政令第10条の7第6項において準用する場合を含む。）第10条の3第1項後段、第10条の4第2号、第12条の2若しくは附則第2条第1項若しくは第2項の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は政令第9条第2項の規定の適用を受ける胎児であった子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となつた場合においても、同様とする。

(年金以外の給付の支給決定方法)

第4条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ、次の各号に定める給付の請求書を公安委員会に提出するものとする。

(1) 療養給付請求書（様式第3号）

- (2) 障害給付一時金請求書（様式第4号）
- (3) 介護給付請求書（様式第4号の2）
- (4) 遺族給付一時金請求書（様式第5号）
- (5) 葬祭給付請求書（様式第6号）
- (6) 未支給の給付請求書（様式第7号）
- (7) 休業給付請求書（様式第8号）

2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以後の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第3号に掲げる書類を、それぞれ省略することができる。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- (2) 介護に要する費用を支出して介護を受けた場合には、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
- (3) 親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合には、その事実を示す書類

3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の理由となった協力援助者の死亡（政令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第6条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に政令第10条の5第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (5) 請求者が政令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (6) 請求者が政令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (7) 請求者が政令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

4 未支給の給付請求書には、次の各号に掲げる書類又は資料を添付するものとする。ただし、請求者が、未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合には、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類又は資料と同じ書類又は資料については、その添付を省略することができる。

- (1) 死亡受給権者（給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下同じ。）の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者

の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し

- (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類
 - ア 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - イ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる書類
 - ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (3) 請求者が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、政令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
 - (4) 死亡受給権者が第1項又は第6条の規定による請求をしていなかったときは、当該請求を行うこととした場合に必要な書類その他の資料
- 5 公安委員会は、第1項に規定する給付の請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（療養給付及び休業給付の支給方法）

第5条 公安委員会は、療養給付として支給する費用及び休業給付については、毎月1回以上支給を行うものとする。

（年金たる給付の支給決定方法）

第6条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）を受けようとする者は、傷病給付年金請求書（様式第10号）、障害給付年金請求書（様式第11号）又は遺族給付年金請求書（様式第12号）を公安委員会に提出するものとする。

2 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の理由となつた協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (4) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が政令第9条第1項第4号に規定する状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料
- (5) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係

と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

3 公安委員会は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書により通知するものとする。
(郵便局等の届出等)

第6条の2 年金たる給付を郵便局又は金融機関(以下「郵便局等」という。)で受け取ることを希望する者は、年金受給郵便局等届出書(様式第14号)を公安委員会に提出するものとする。

2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る郵便局等を変更する場合には、速やかに年金受給郵便局等変更届出書(様式第15号)を公安委員会に提出するものとする。
(年金証書)

第7条 公安委員会は、年金たる給付の支給に関する通知をするときは、当該給付を受けべき者に、併せて年金証書(様式第16号)を交付するものとする。

2 公安委員会は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合には、当該証書と引換えに新たな証書を交付するものとする。

3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書(様式第17号)に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を公安委員会に請求することができる。

4 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかに、発見した証書を公安委員会に返納するものとする。

5 年金たる給付を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、速やかに、当該権利の喪失に係る年金証書を公安委員会に返納するものとする。

(障害の程度の変更)

第8条 公安委員会は、政令第6条の2第4項又は第7条第7項に規定する場合には、新たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、速やかに、当該給付を受ける者に傷病給付変更決定通知書(様式第18号)又は障害給付変更決定通知書(様式第19号)により通知するものとする。

2 前項の決定を受けようとする者は、傷病給付変更請求書(様式第20号)又は障害給付変更請求書(様式第21号)を公安委員会に提出するものとする。

3 前項の傷病給付変更請求書又は障害給付請求書には、障害の程度に変更があった時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付するものとする。

(年金たる給付の額の改定の通知)

第9条 公安委員会は、年金たる給付の額が改定されることとなるときは、当該年金たる給付を受ける者に対し、年金額変更決定通知書(様式第22号)により、速やかにその旨を通知するものとする。

(障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置)

第10条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書(様式第

23号)、障害給付年金前払一時金請求書(様式第24号)又は遺族給付年金前払一時金請求書(様式第25号)を公安委員会に提出するものとする。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡診断書その他その者の死亡を証明する書類又はその写し
- (2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄に関し市町村長が発行する証明書
- (3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が政令附則第2条第3項第1号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明する書類
- (4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしてないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が政令附則第2条第4項において準用する政令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
- (6) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第6条の規定による請求をしていなかったときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な書類その他の資料

3 公安委員会は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書により通知するものとする。

(障害給付年金等の支給停止終了の通知)

第10条の2 公安委員会は、政令附則第3条第5項の規定による障害給付年金の支給の停止又は政令附則第4条第4項において準用する政令附則第3条第5項若しくは政令附則第8条第3項の規定による遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対し、年金支給停止期間満了通知書(様式第26号)により速やかにその旨を通知するものとする。

(端数の整理)

第11条 政令第7条第6項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(遺族給付年金の請求等の代表者)

第12条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を、第6条第1項に規定する請求書の提出並びに第10条第1項に規定する請求書の提出及び受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに、書面でその旨を公安委員会に届け出るものとする。この場合においては、その代表者を選任し、又は解任したことを証明することのできる書類を添付するものとする。

(所在不明による支給停止の申請等)

第13条 政令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書(様式第27号)を公安委員会に提出するものとする。

2 政令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書(様式第28号)及び年金証書を公安委員会に提出するものとする。

3 公安委員会は、前2項の規定による申請に基づき遺族給付年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に書面でその旨を通知するものとする。

(定期報告等)

第14条 2年以上の療養給付を受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年2月1日から同月末日までの間にその療養若しくは障害の現状又は遺族給付年金の支給額の算定の基礎となる遺族(政令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)の現状に関し、療養・障害現状報告書(様式29号)又は遺族の現状報告書(様式第30号)を公安委員会に提出するものとする。ただし、公安委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

第14条の2 療養給付を受けている者で、療養の開始後1年6月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていないものは、同日後1月以内に、その療養の現状に関し、前条の療養・障害現状報告書を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する者から、必要の都度、同項の報告を求めることができる。

(届出)

第15条 年金たる給付を受けている者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を公安委員会に届け出るものとする。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が政令別表第1に掲げる障害の状態の程度に該当しなくなったとき。

(3) 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が政令別表第2に掲げる障害の程度に該当しなくなったとき。

(4) 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げるとき。

ア 政令第10条第4項第2号に該当するに至ったとき。

イ 政令第10条の2第1項(同項第1号及び第5号を除く。)の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。

ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族(政令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)の数に増減を生じたとき(その遺族に政令第10条の2第1項第5号に該当するに至った者が生じたときを除く。)

2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに、書面でその旨を公安委員会に届け出るものとする。

3 前2項(第1項第1号を除く。)の届出をする場合には、当該書面にその事実を証明することのできる書類その他の資料を添付するものとする。

(異議の申立て)

第16条 給付を受けようとする者で、公安委員会が決定した条例第2条各号に掲げる事項について異議ある者は、公安委員会に対し、異議申立書(様式第31号)により異議の申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、公安委員会は、速やかに、これを審議し、その結果を文書をもって申立人に通知するものとする。

(諮問機関)

第17条 公安委員会は、前条による異議の申立事項を審議するため必要と認めるときは、警察本部に災害給付に関する諮問委員会を設け、その意見を求めるものとする。

(記録簿)

第18条 公安委員会は、災害給付記録簿(様式第32号)、傷病給付年金記録簿(様式第33号)、障害給付年金記録簿(様式第34号)及び遺族給付年金記録簿(様式第35号)を備え、必要な事項を記入するものとする。

(書類の保存)

第19条 災害給付に関する書類は、その完結の日から3年間保存しなければならない。

(助力と証明)

第20条 所属長及び給付の事務を行う者は、給付を受けるべき者が行う給付の請求手続について積極的に助力しなければならない。

2 所属長は、給付の実施に関し、給付を受けるべき者の要求があるときは、必要な証明をしなければならない。

(補則)

第21条 この規則中、公安委員会が行う給付を受けるべき者又は異議の申立てをした者に対する通知については、いずれも警察本部長が所属長を経由して行うものとし、給付を受けようとする者又は異議の申立てをしようとする者が、公安委員会に対して行う給付の請求、届出、報告又は申立てについての書類は、いずれも所属長を経由して警察本部長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月13日から適用する。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の廃止)

2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則(昭和29年兵庫県公安委員会規則第20号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の適用日前に生じた理由に係る給付の実施については、なお従前の例による。

附 則（昭和42年10月17日公安委員会規則第16号）

（沿革） 昭和50年10月公安委員会規則第8号、57年5月第5号改正

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年6月11日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年6月8日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年10月9日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月9日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年7月26日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年5月11日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年11月1日から適用する。

附 則（昭和57年12月28日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日公安委員会規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の規定は、昭和60年10月1日以後に死亡した協力援助者の遺族について適用し、同日前に死亡した協力援助者の遺族については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日公安委員会規則第5号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成7年4月4日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日公安委員会規則第4号）

1 この規則は公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。